

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	刑事局
名 称	被害者等通知制度の適切な運用
評 価 の 概 要	平成14年度は、75,991名に対し79,020件の情報を通知した。 本制度については、検察官等において被害者その他の刑事事件関係者に説明し、また、パンフレット及びホームページ上で国民に対し説明するなどして周知し、適切に運用しているところであるが、今後も提供できる情報や通知方法など制度の問題点を拾い上げ、改善すべき点があれば検討し、刑事司法の適正かつ円滑な運営に向け、より一層取り組んでいくことが必要である。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名： 犯罪被害者等事件処理結果等通知経費
	②概算要求額(千円)： 6,697千円
	③具体的内容 各通知書の発送費用等
	①事業等名： 犯罪被害者用パンフレット作成経費
	②概算要求額(千円)： 12,158千円
	③具体的内容 被害者等通知制度の概要等を掲載しているパンフレット印刷製本費用等
	(3) その他 該当なし
	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き被害者等通知制度の適切な運用に努める。
	3. その他 該当なし
備 考	通知希望者に対して通知しなかった数を把握できるようにするなどの統計方法の見直しを検討する。

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	刑事局
名 称	検察広報の積極的推進
評 価 の 概 要	本施策につき、52庁が広報活動を実施し、延べ実施回数は383回、延べ参加人数は約1万900人であり、また、最高検察庁において検察庁ホームページを開設し、検察官及び検察庁に関する説明等の掲載を行った。 さらに、各種広報活動の実施、調整及び企画立案等を専門に担当する検察広報官を、東京、大阪、名古屋、福岡の各地方検察庁に新設するとともに、検察の職務や刑事手続を簡潔に描いた広報用ビデオを新たに作成し、全国の検察庁に配布した。 実施回数及び参加人数が多数であったこと、ホームページの開設により、より幅広い層の国民に対し行われたこと、検察広報官が新設された庁においては、窓口が一本化・専門化されたこと等によって、効率的で効果的な広報活動が行われたことから、基本目標及び達成目標はおおむね達成したと評価できる。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの 該当なし
	(3) その他
	機構・定員要求 具体的内容 地方検察庁における検察広報官の増設要求（仙台、横浜、神戸各1）
	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容・取組予定時期） 該当なし
	(2) その他（具体的内容・取組予定時期） 本年10月ころ、各検察庁における広報活動の中心となっている「移動教室」、 「出前教室」及び「刑事裁判傍聴」の実施対象を拡大する予定である。
	3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	矯正局
名 称	矯正施設における職業教育の充実強化
評 価 の 概 要	労働需要が高く、短期間で建造物く体工事技術等の習得が可能な職業訓練支援コース科の実施庁を1庁増やしたことにより、時代の要請に見合う職業訓練の受講機会を拡大し、一方で、男女共同参画社会や福祉サービスの拡充に向け、女子受刑者を対象にフォークリフト運転科や介護サービス科等の職業訓練を実施し、女子受刑者の職業訓練の充実にも努め、受刑者の改善更生や社会復帰に資しているものと評価できる。また、資格又は免許の取得人員が前年度を上回り、しかも高い合格率で取得されていることから、受刑者の改善更生や社会復帰に資しているものと評価できる。 今後は、引き続き、労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で、就職に有利となる訓練種目の企画立案を行っていく必要がある。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ① 事業等名： 職業訓練実施経費 ② 概算要求額(千円)： 1 4 2, 9 5 5 千円 ③ 具体的内容 受刑者の過剰収容傾向が続き、今後もこの傾向が続くものと予想される状況下、従前から高い合格率での取得が認められる資格・免許に係る職業訓練等の実施に必要な経費を、平成16年度の概算要求額に盛り込んだ。 (3) その他 該当なし 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で、就職に有利となる訓練種目の企画立案を行う。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	矯正局
名 称	矯正施設における教育活動の推進
評 価 の 概 要	「被害者の視点を取り入れた教育プログラム」の在り方について調査研究を実施したところ、被収容者に自己の犯罪の重大性を認識させ、被害者等に対する謝罪の気持ちを深めさせるために、対象者に応じたプログラム、個別指導の必要性、グループ指導の在り方、視聴覚教材の有効性や、外部講師との連携方法、被害者に関する情報収集が課題として挙げられた。次年度はこれらの課題解決の方策を検討しつつ、引き続き調査研究を行う。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの 該当なし
	(3) その他
	①取組を行った時期：通年 ②具体的内容 引き続き、矯正局の指定した刑務所及び少年刑務所、矯正管区及び同管内少年院において被害者の視点を取り入れた教育プログラムに係る指導案、指導要領等の調査・研究を行っている。
	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き上記1(3)の調査・研究を実施し、平成16年度以降は、その結果を踏まえ、矯正施設の教育プログラムの整備を行う。 刑務所及び少年刑務所における今後の取組予定は以下のとおりである。 平成15年10月 研究授業の実施 指導案の確定 11月 矯正管区研究発表会等における実践報告 平成16年 2月 調査・研究報告の提出
	3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	保護局
名 称	更生保護活動の推進 (基本目標：保護観察対象者の改善更生を促進する。) (達成目標：保護観察処遇の充実強化を図る。)
評価の概要	(1) 分類処遇については、平成14年度に実施した調査の結果分析を15年度に行い、制度改正の材料とする予定である。類型別処遇については、当初の予定どおり、制度改正を行った。今後は改正の趣旨を活かしつつ、本制度の適切かつ有効な活用を通じ、保護観察処遇の充実強化に努めていきたい。 (2) 社会参加活動については、その実施回数、参加人数ともに前年度とほぼ同数であった。今後とも、保護観察対象者の特性や地域の実情等に応じた活動先の開拓、活動内容の多様化等を積極的に行うとともに、その実施方法、参加者の選定等についてさらに工夫をする必要がある。 (3) 各種集団処遇については、それぞれ一定の処遇効果が上がっているとの報告がなされている。今後、実施事例に係る情報の蓄積と共有を図りつつ、その充実に向けた方策を検討していく必要がある。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名： 保護観察処遇の充実強化対策 ②概算要求額(千円)： 374,733千円 ③具体的内容 処遇困難な保護観察対象者に対し、保護観察官による処遇場面への積極的関与を促進する。 平成16年度概算要求では、類型別処遇の一環として、覚せい剤の再使用を確実に防止するため、覚せい剤事犯者に対して定期的に尿検査を実施するための経費を要求している。 ①事業等名： 社会参加活動・各種集団処遇の充実 ②概算要求額(千円)： 179,473千円 ③具体的内容 主に少年の保護観察対象者に対し、集団におけるコミュニケーションが取れるよう奉仕活動、自然体験活動、スポーツ活動等の社会参加活動を通して、保護観察対象者が抱える問題の改善を図る。 このほか、アルコールや薬物等の特定の問題を抱える保護観察対象者も多いことから、それぞれの問題性に即して各種集団処遇等を実施する。 平成16年度概算要求では、覚せい剤事犯者の引受人に対して、薬物に関する正確な知識や引受人としての適切な対応方法等を身に付けさせるために集団処遇を実施する経費を要求している。 (3) その他 ①取組を行った時期： 通年 ②具体的内容 平成14年度に実施した分類処遇に関する調査の結果分析を行っている。

	①取組を行った時期： 平成15年4月～7月
	②具体的内容 平成14年度に作成した類型別処遇マニュアルを保護観察官や保護司に配布するとともに、保護司向けの研修誌「更生保護」において類型別処遇制度を特集として取り上げるなどして、本制度の適切かつ有効な活用を図った。
	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし
備 考	(2) その他(具体的内容・取組予定時期) ○ 引き続き分類処遇に関する調査の結果分析を行い、15年度中に制度改正を行う予定である。 ○ 保護観察所観察課長会同において、「類型別処遇マニュアル等を有効活用する方法」について協議を行う予定。(平成15年10月～12月)
	3. その他 該当なし

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	保護局
名 称	更生保護活動の推進 (基本目標：保護観察対象者の改善更生を促進する。) (達成目標：保護観察対象者の就業を確保する。)
評 価 の 概 要	(1) 保護観察終了者に占める無職者の割合が、平成14年度は13年度と比べ上昇していることから、今後も保護観察対象者の就業の確保に資するために、より有効な就労指導の方法について検討する必要がある。 (2) 平成15年4月1日現在の全国の協力雇用主数は、前年同期と比較して増加しており、広報活動による一定の効果が上がっている一方で、現在の厳しい雇用情勢のもと、被雇用者数は年々減少している。今後とも新規雇用主の確保に努めるとともに、保護観察対象者の雇用促進について既存の協力雇用主に対しても、一層の協力を求める必要がある。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名： 保護観察対象者に対する就労指導の充実 ②概算要求額(千円)： 67,632千円 ③具体的内容 犯罪や非行をした者に対し、社会生活技能訓練（SST：Social Skills Training）等の処遇技法を用いて、対人能力や社会適応能力の向上を目的とした就労指導を行う。 平成16年度概算要求では、資質面・就労経験不足等の問題により、就職に至らない保護観察対象者に対して、資質・心情面の問題の解消、対人関係能力の補充等を目的とした「就労促進処遇プログラム」を実施し、適職の探し方、就職活動の方法、就労先での対人関係の在り方等について積極的な指導を行うための経費を要求している。 ①事業等名： 協力雇用主の確保 ②概算要求額(千円)： 11,048千円 ③具体的内容 犯罪や非行をした者の就業について理解のある協力雇用主を新規に開拓するほか、協力雇用主として必要な知識等を修得するための研修を行う。 (3) その他 ①取組を行った時期： 通年 ②具体的内容 協力雇用主の確保のため、「社会を明るくする運動」強調月間の7月を中心に広報を行った。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) ○ 保護観察所観察課長会同において、「無職等対象者の処遇」について協議

		を行う予定。(平成15年10月～12月) ○ 今後も協力雇用主の確保のため、広報を続けていく。
		3. その他 該当なし。
備	考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	保護局
名 称	更生保護活動の推進 (基本目標：保護司制度を充実強化する。) (達成目標：保護司を適正に確保する。)
評 価 の 概 要	保護司定数の充足率は前年比0.4%増の93.7%，女性保護司の割合は前年比0.4%増の24.6%といずれも漸増傾向にある。保護司平均年齢は63.2歳，60歳以上は68.6%と，依然として年齢層が高い状況にある。多数の保護司の退任が見込まれる平成16年までに，更に保護司の充足率を高める必要があり，特に女性及び若年の保護司の確保が課題である。 保護司を適正に確保するために，保護司についての社会一般の理解を得るべく取組を進めるとともに，その確保に当たっては，地方公共団体を始め関係機関・団体との一層の連携強化が必要である。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの 該当なし (3) その他 ①取組を行った時期：平成15年7月等 ②具体的内容 「社会を明るくする運動」の一環として，各地で保護司会が中心となって保護司制度や保護司活動の紹介をするなど社会一般への広報に努めた。 また，「地方保護司連盟及び都道府県保護司会連合会会長等協議会」(5月)を始め，各種会同等において，保護司充足率等の現況について情報提供を行うなどし，保護司組織と一体となり取組を進めているところである。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 今後も各保護観察所において保護司組織と相互に協力し，広報活動を実施していくとともに，地方公共団体や地域のボランティア団体等との連携を強化して，幅広い層からの保護司適任者の開拓に努めたい。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	保護局
名 称	更生保護活動の推進 (基本目標：保護司制度を充実強化する。) (達成目標：保護司に対し、充実した研修を実施する。)
評 価 の 概 要	(1) 保護司や保護司会からの意見・要望を踏まえ、研修教材の「保護司のてびき」を改定し、より保護司活動に密着した内容となるよう配意した。 (2) これまでに作成した研修教材及び視聴覚教材のより効果的な活用について引き続き検討を加える。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名： 保護司研修の充実
	②概算要求額(千円)： 409,335千円
	③具体的内容 保護観察の実行機関であり、地域における犯罪予防活動の推進者でもある保護司に対し、その資質や処遇能力の向上を目指した研修を行う。 平成16年度概算要求では、近年の犯罪情勢の悪化に伴う保護観察事件数の増加に加え、その質も複雑困難化している状況にあることから、新任保護司でも即戦力として実践的な処遇が行えるよう、研修日数を増加し、研修用ビデオを導入して効果的な研修を実施するための経費を要求している。
	(3) その他
	①取組を行った時期： 通年
	②具体的内容 ○ 各保護観察所において、保護司研修要綱に基づき、新任研修、第一次研修、第二次研修、地域別定例研修、特別研修を実施している。(通年) ○ 研修教材・視聴覚教材のより効果的な活用配意している。(通年) ○ 保護司向けの研修教材として『更生保護』誌(月刊)等を作成し、全保護司に配布している。
	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き、1のとおり取組を行っていく。
	3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	保護局
名 称	更生保護活動の推進 (基本目標：犯罪予防活動を助長する。) (達成目標：更生保護ボランティア団体の活動を促進する。)
評 価 の 概 要	(1) ボランティア組織が全国あるいは地方単位で情報の共有や意見の交換を行うことは、各地区会活動の活性化を図る上で有意義であることから、各団体のニーズにあった研修・協議会等の実施に向け必要な支援を行う。 (2) 各団体が多彩で幅広い活動を展開している状況にかんがみ、各団体の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の一層の活性化が図られるよう支援を行う。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名： 更生保護ボランティア団体の活動の促進 ②概算要求額(千円)： 9, 7 6 7 千円 ③具体的内容 更生保護女性会員やBBS会員等の更生保護ボランティア団体の活動を支援するため、研修・協議会等を開催する。 (3) その他 ①取組を行った時期： 通年 ②具体的内容： ○ 更生保護女性会やBBS会が行う各種活動の企画・運営に関する支援、活動に必要な知識等の情報提供及び地方公共団体等の関係機関への協力依頼。 ○ 各地で実施されている先駆的あるいは特徴的な活動例の広報。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き、1のと通りの取り組みを行っていく。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	保護局
名 称	更生保護活動の推進 (基本目標：犯罪予防活動を助長する。) (達成目標：社会を明るくする運動への参加を促進させる。)
評価の概要	全国における“社会を明るくする運動”地区実施委員会を構成する機関・団体数は、既に相当数に達しているが、更に幅広くボランティア団体を含めた地域の機関・団体と連携し、効果的な重点目標等の策定、広報資材の作成・配布、各種行事の実施、情報提供等を行うことにより、数多くの地域住民の参加を得て、“社会を明るくする運動”を推し進めることにより、犯罪予防活動を助長する必要がある。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名： 社会を明るくする運動への参加の促進 ②概算要求額(千円)： 13,990千円 ③具体的内容 社会を明るくする運動の重点目標やキーコンセプトの地区実施委員会への周知や社会を明るくする運動を効果的に展開するための広報資材の作成・配布を行う。 (3) その他 ①取組を行った時期： 通年 ②具体的内容： ○ 全国誌等への関係記事・論説の掲載，法務省ホームページにおける広報，中央行事の実施を始めとする各種広報活動に取り組んでいる。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期)： 引き続き，1のと通りの取り組みを行っていく。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	保護局
名 称	更生保護活動の推進 (基本目標：更生保護施設整備を促進する。) (達成目標：老朽化した更生保護施設の整備を促進する。)
評 価 の 概 要	平成14年度に更生保護施設整備事業の実施を予定した7施設（全面改築3施設、内外装の補修4施設）について、すべて予定した整備事業を完了した。当該施設においては、処遇施設としての整備が図られ、入所者の更生意欲及び処遇効果の伸張にも資することが期待されている。 全国の更生保護施設には築後相当の年数を経過し、改築・補修を要する施設がなお多数あり、計画的な整備を推進する。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名： 更生保護施設の整備の促進 ②概算要求額(千円)： 225,000千円 ③具体的内容 施設設備の著しい老朽化や居室等の狭あい等の理由から、居住環境が劣悪であったり、安全・衛生面に重大な問題を有する更生保護施設のうち、倒壊のおそれがあるなど特に施設整備の緊急度が高く、自己資金調達も困難である更生保護施設4施設（全面改築2施設、内外装の補修2施設）について、更生保護施設整備費補助金を交付して施設設備の整備を図る。 (3) その他 該当なし 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 引き続き、全国の更生保護施設のうち、改築・補修の緊急性が高い更生保護施設について、その計画的な整備を推進していくことと併せて、地域に開かれた更生保護施設づくりを進める一環としての入所者と地域住民との交流のための集会室の整備や、高齢者や身体障害者など多様な入所者への対応についても検討を進めていく。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	公安調査庁
名 称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施 (基本目標：観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。)
評 価 の 概 要	立入検査などの実施によりオウム真理教（以下「教団」という。）の活動実態を相当程度解明し、教団が依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることを明らかにした。この結果、引き続き、教団を公安調査庁長官の観察に付する必要があると判断して、公安審査委員会に観察処分の期間更新を請求し、平成15年1月23日、同委員会から期間更新の決定を得た。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名： オウム真理教調査強化経費 ②概算要求額(千円)： 67,001千円 ③具体的内容 教団については、依然として松本・地下鉄両サリン事件の首謀者である麻原を絶対的帰依の対象とし、同人の確立した殺人を勧める危険な教義、修行体系等を維持しており、その危険な本質に変わりはなく、将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性がある。 このような状況で、教団に対する動向調査を強化し、教団の実態解明をより一層強化するため、平成16年度予算概算要求においては、 イ 教団枢要施設に対する厳正な立入検査を実施するための経費 ロ 教団の全容解明のための調査用機材の整備経費 ハ 教団の海外における活動状況を解明するための職員の海外派遣旅費などを要求している。 (3) その他 該当なし 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 教団については、将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性がある上、関係地方公共団体からも一層厳正な観察処分の実施をすべきとの要望も強いことから、引き続き、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく調査及び観察処分の実施に全力で取り組む。 また、関係地方公共団体では、依然として教団に対する不信感・不安感が根強く残っていることから、関係地方公共団体の長からの請求に対しては、可能な範囲で迅速・詳細に調査結果を提供し、適正に対処する。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	公安調査庁
名 称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施 (基本目標：内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保にかかわる情報の政府機関への適切な提供に努める。)
評価の概要	北朝鮮や国際テロ調査の分野に職員を重点的に配置するなど、可能な限り効率的な調査体制を敷き、関連情報の収集・分析に努め、内閣総理大臣を始め、政府・関係機関に対する情報提供の迅速・適時性を確保できた。しかし、北朝鮮及び国際テロの脅威が急速に高まっている情勢の下で、政府・関係機関の施策遂行に適切に貢献するためには、調査力を質・量共により一層充実させる必要があると考えている。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名：朝鮮総聯・北朝鮮関連情報収集及び国際テロ関係調査の強化経費 ②概算要求額(千円)：444,253千円 ③具体的内容 我が国における危機管理上喫緊の課題である北朝鮮及び国際テロ問題に対し、これら団体・組織等に関する情報収集・分析体制を充実強化し、より一層活動状況等その動向解明に努め、テロの未然防止と関係機関の施策遂行に資する迅速・的確な各種情報提供を充実させるため、平成16年度概算要求においては、 イ 朝鮮総聯及び国際テロ関連組織等に対する調査経費 ロ これら組織等に対する調査用機材の整備経費 ハ 新たな情報入手手段の構築経費 などを要求している。 (3) その他 機構・定員要求 具体的内容 朝鮮総聯・北朝鮮調査の充実強化のための調査官21人の増員、国際テロ調査など重要調査課題に対する調査体制強化のための所要の組織の改編などを要求している。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 朝鮮総聯・北朝鮮調査の充実強化のための増員要求を図るなど、調査官の配置や調査の重点などの検討も含め、効率的、機動的な調査体制の構築を追求するとともに、個々の調査官の能力向上や政府・関係機関との連絡体制の一層の強化を図ることなどにより、情報提供要請に応じて、より迅速・適時・正確な情報を提供することを目指す。 3. その他 該当なし

備	考	
---	---	--